

■会則について

生涯学習団体の届出に必要な会則の内容は、次の1～8の項目を全て含めたものになります。

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1 団体の名称および事務局の所在地 | 5 役員等（代表・副代表等） |
| 2 目的（地域での文化・スポーツに関する活動を目的としている） | 6 会議 |
| 3 活動内容（継続的かつ計画的に活動する具体的な内容） | 7 会計（入会金・会費・会計年度等）
※会費なしの場合、必要経費についての説明書きが必要です。 |
| 4 会員の条件 | 8 施行年月日（団体発足年月日、会則改正年月日） |

■会則 作成例

- 1 (名称・所在地)
第1条 本会は〇〇〇〇会と称し、事務局を練馬区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。
- 2 (目的)
第2条 本会は〇〇〇〇を通じて会員の〇〇〇〇の向上と親睦を図ることを目的とする。
- 3 (活動の本拠地および時間帯)
第3条 本会は〇〇〇〇を活動の本拠地とし、毎週〇曜日〇時から〇〇時までを練習の時間とする。
- 3 (活動内容)
第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) 週1回の〇〇〇〇の練習。
(2) 〇〇〇〇大会への参加。
(3) その他前条の目的を達成するために必要な活動。
- 4 (会員の権利と義務)
第5条 会員は〇〇〇〇会の活動に自由に参加できる権利を有し、会費を納入する義務を有する。
- 4 (入会の資格)
第6条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする。
- 4 (代表者とその権限)
第7条 代表者は〇〇〇〇会を代表し、会務を統括する。
- 5 (役員・会計監査)
第8条 本会に次の役員及び会計監査を置く。
代表、副代表〇名、会計〇名、会計監査〇名。
- 5 (役員・会計監査の選出と任期)
第9条 役員および会計監査は、会員の中からの互選により、任期は〇年とする。ただし再任は妨げない。
- 6 (総会・役員会)
第10条 (1) 本会は、年〇回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。
①事業計画 ②予算・決算 ③会則改正 ④その他必要事項
(2) 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。
- 7 (会費等)
第11条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。
入会金は〇〇〇〇円、会費は月〇〇〇〇円とする。
- 7 (会計年度)
第12条 本会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までとする。
- 7 (会計報告)
第13条 本会の会計報告は、毎年〇〇月に行う。
- 8 [付則] この会則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。